別記様式第１号の２（第３条、第51条の８関係）

消防計画作成（変更）届出書

年　　月　　日

蕨市消防長　　殿

□防火
□防災　管理者

住　所

氏　名

別添のとおり、□防火 □防災　管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は　　の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は　　の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）			
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は　　の用途※1 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第１※1	（　）項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
受　付　欄※2	経　過　欄※2		

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
　　３　※１欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
　　４　※２欄は、記入しないこと。

____________________消防計画

年　　月　　日

この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

第１　防火管理者等の業務について

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

1　消防署への報告及び連絡

2　居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け

3　建物、階段等の自主検査の実施及び報告

4　消防用設備等（____）の点検及び維持管理

5　消防訓練の計画と実施

6　全居住者への消防訓練参加の呼びかけ

7　消防署から配布された広報紙の回覧及び管理

8　その他

____

____

____

____

第２　居住者が行う防火管理対策について

居住者は、自己の責任において、火災予防のために次の対策を行う。

1　住戸内における火気管理

2　住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理

3　ベランダには避難障害となる物品を置かない

4　階段や廊下等の共用部分に燃えやすい物及び避難障害となる物品を置かない

5　消防用設備等の周囲には使用障害となる物品を置かない

6　消防用設備等の定期点検時は原則不在にならない

7　その他

____

____

____

第３　火災が発生した場合の行動について

１　火災を発生させた者又は発見した者は、非常ベルや大声で他の居住者に知らせる。

２　火災の発生を覚知した者は、身の安全を確保してから119番通報を行う。

３　初期消火は居住者が協力して行い、身の危険を感じたら直ちに中止して避難する。

４　玄関から避難できない場合には、ベランダの仕切板（パーテーション）を破壊して隣戸から安全な場所へ避難する。

５　その他

第４　地震時の行動について

１　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

２　地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。

３　ガスや電気器具は、破損等がないか、安全を確認した後使用する。

４　避難する際は、ブレーカーを遮断してから屋外に出る。

５　その他

第５　訓練について

１　防火管理者は、居住者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。

２　消防訓練は、毎年＿＿＿＿＿月に実施する。また、実施する前に消防に届出する。

３　消防訓練の内容は、消火訓練、通報訓練、避難訓練とする。

４　消火訓練では、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。

５　通報訓練は、実際に119番通報する。通報したときは、必ず訓練である旨を伝える。

６　居住者は、町会や自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加する。

７　その他

第６　共用部分における消防用設備等の点検及び報告について

１　消防用設備等の点検は、点検設備業者に委託して、毎年____月と____月に行うものとし、防火管理者がその結果を____年に1回 消防に報告する。

２　その他

_____

_____

_____

第７　その他

_____

_____

_____

第８　防火管理業務の一部委託について　〔 □該当 ・ □非該当 〕

(※監視や巡回、災害時の対応等について、外部に委託する業務があるかどうか)

受託者の氏名・住所等	氏名（名称）	
	住所（所在地）	
	電話番号	
防火管理業務の委託状況	防火管理の方法	□常駐　□巡回　□遠隔監視
	委託する時間帯	
	常駐・待機の場所	
	業務にあたる人数	

第９　避難経路図